

前置

この書は明治43年に坂 勘右衛門 大和流師範が發起人となり岡崎の錦又亭で開催された大和流師範日置流師範参集による打ち合わせ会の際に決定された、「矢場前作法書」とも言うべき大要を記した伝書である。

岡崎市(旧足助の四ツ松)に住む大和流の近藤 徳氏よりお預かりした伝書の中の一つで、出来得る限り原文に従い現代活字に移し変えたが、一部解読不能の部分が残った。

漢字の使い方や送り仮名など現代文と相違する箇所は原文に忠実に従った。

しかし大意は理解できる事と思う。

序文から、当時の弓道界が古伝を忘れ、廃れていくことへの警鐘と、それを立て直そうとする熱意が感じられる。

あらためて現代の活字にすることで、金的神事を開催する際の資料として活用して頂ければ幸いである。力不足で不完全な伝写ではあるがお許し願いたい。

なお、お預かりした大和流伝書「天の巻」「地の巻」等のその他の伝書は、以下の著書に現代仮名使いによる読み易い文章になっている。参考にして頂きたい。

『大和流弓道傳書』

(弓道資料集 第十巻)

「射法指南」

「採梔集覧」

「評判記」

「大和流稽古自警抄 全」

編者 入江康平

筑波大学体育科学系

武道論研究室内 弓道史研究会

『大和流弓道傳書』(免許之部)

「大和流射法指南陰卷乾坤并弓道大系図」

大正14年 大和流末弟 村河 清 謹記

発行所 大和流弓道傳書頒布會

平成二十一年十月二十三日

日置流雪荷派

山本良輔 門人

渡邊 二郎 記す

序言

大和流弓道の射礼その他の統一を斗る為め明治四十三年十二月拾五日知多郡上野村坂勘右衛門氏發起となり当時岡崎町六地藏錦又亭に於て全流師範家之打合会を開催し普通矢場前の作法として協議決定されたる處、其の後の星霞を握ると共に全流の内に於てもその作法も多様に流れ、何れが正邪なるや殆んどその見解を論断するなきに至る。

是必意その後に於ける指導者の放任が教受者の不熱心が今や是を論ずるを要せず。
而して当流にはその古実秘事聞有り。

今更中間作法を定むる必要なしと雖も、現今に於いては時代の変遷に鑑み是を聞にする時に非ず、依つて為に地方同様の者と拘わり同流一般に是を励行せん事を期し以てその大要を記述し大方の参考に供す。

大正八年八月拾八日

出席者

大和流 小出斎吉 足助町住
 " 大山修一郎 下山お立岩住
 " 原田守人 下山東大沼住
 " 宇野宗一郎 松平お鶴ヶ瀬住
 " 深津籐九郎 " 曲り住
 " 神谷正象・下佐切住
 日置流 鈴木作太郎 旭村松本住
 " 安藤貫三郎 阿・切山住
 以上八名
 神谷正象 以上

一、射礼の部

一、巻藁前

巻藁前の目的は的に心を奪われずして体の備へを完全ならしめ、的を射る前後に於いて筋骨の喰合せを以て目的とし為にその射礼の大要を左に記す。

右手に彊を掛け弓は左手に以て弦を外側に以て附所を持つ。

矢を右手の小指と無名指の内に鏃を握るべし、巻藁の前に進み約六尺を離てゝ立ち、右に向き直り、左右と八文字形に踏み開き、踵と踵の間隔は自分の肩幅を程度とす、足踏み定まりたる時弓の弦を左にして弓を右手に移す、右手は拇指、中指、人差指の三指を以て弓の鳥打より七、八寸程の下部を持ち、右側の足より五、六寸程内方に立てる、

左の袖口を巻藁に向い静かに左肌を脱ぐ、右の手を目通りに上げて左手に弓を移す。

左手に附を取ると同時に右手の指を弦の関下(手掛所)に掛けて弦を内方に廻し、弓を左膝の上に立て、右手を放す、右手はその俛矢を弓の外側に運び、矢を番ふ。

左の人差指を以て附の上所にて矢を挟む。

右の手の掌を上に向け、下腹部に当て心気を澄して眼的に眼を注ぎ(普通巻藁前にて一筋の矢を用いるものなるも乙矢を用いる場合に此の時右手を以て乙矢を・引出し小指と無名指の内側に鏃を握り筈を後にして持つ)、又は前腰に立て掛る等適宜にしてよし、次に人差指を以て拇指の頭を押え、関の下より静かに甲矢の筈の所に付ける。

左の手の内を定め、再度的を見込み、打起し引取る等宜しきに至り離す。

乙矢に対する順序は甲矢に同じ。

射終りたる時は弓を右手に移し体に添えて立て、肌を入れて弓を左手に戻し、附を握り末弭を地に附けて足踏を戻し、一礼して全てを終るものとす。

尚詳細は口伝に依るべし。矢は角木又は棒角木を用ふ。

一、服装

弓術本来の礼式に則り、特に定むる時、その他廉有る場合を除く外射場に入る時は必ず袴を着用し、射前に立つ時は羽織及び内襦袢の類にして、肌を脱ぐに不便なるものは疾病者の外遠慮するものとす、多人数集合の場合に於ては、特に服装を改め、言語動作を慎み、且つ、他人に不愉快の念を懷かしめざる様に心掛る、之れ常識にして礼儀を重んずる弓道に於ては又然りと言うべし。

一、射場之準備

一、射場之距離

射場の最下部より踏止道木まで拾五間とす、但し一間は六尺三寸にして是を換算すれば十五間四尺五寸にして二八、三八メートルなり。

一、塚 小塚の築方、

一、矢取塚その他の築方、

一、射手小屋、弓当、道木、弓堀の築方、

一、八幡棚の築方、

一、矢道、射手通り、見物通り等その他、

右は普通の場合に於て差悶僅少にして是を省略す。

一、桧葉垣之事

塚の上部に桧葉垣を飾るその飾方左の如し。

高さ一尺二寸幅見計候化粧串六十四本、五十三本、三十二本、二十八本等、横幅の都合に依り押塚上下の二ヶ所にして竹の皮目を表にして用ふ、尤も追善的、その他不祝儀の時は総て皮目を内にして、内側のむきを表に出して用ふ。

化粧串の重ね様、最初向つて左より右上へ斜に全部並べ、次に右より左上へ斜に全部当てる。

押塚の竹は上下共根元を向つて右にし縄は蕨縄を用い、上下五ヶ所、又は、六所づつ結目を表にして角結び為る事。

不祝儀の時は化粧竹、押竹共に反対に組み纏める事、是れ大和流の古例なり。

一、的

的は射術の目当にして矢の当り所に依り、自己の正不正を試すものなれど、如何なる場合にも寸法絵取等正しくすべし。

従つて的の立様に至つては随分熟練の結果に非れば神の敷く立たざる物也。又正しく立つるにわ形正しきに非れば也。

一、金的、銀的格一寸八分、輪深さ一寸八分、

一、小的之部、式寸、四寸、六寸、八寸、一尺、一尺式寸、を云う

一、中的之部、一尺五寸より三尺までを云う、

一、大的の部、三尺六寸より五尺までを云う。

右以前の的は寸尺半迄にして半的と云う、その他古実に依り的の名称種々有り共此處に略す。

一、十二的之事、正月より十二月迄の絵取り古来より有も素より嬉戯に用いたる物なり、絵取る是を略す。

一、金銀的の準備

金的を射る場合は一金にして中らざる時は九金まで立つるものなれば、それに依り支障なき様金の四箇、銀的八箇準備し、是を三宝に積み八幡棚に供え置くものとす、

右之外陰陽的ありその絵取等は是を略す。

一、的の立様

一、金の一金地上六寸の位置に飾る。

金的を立つる場合は後見の者、弓太郎、弓式郎を伴い、射手通りより射塚の後に回り八幡棚に至り、一礼して弓太郎金的を携へ、後見の後に付く、弓式郎桧葉を携へ、全上後見に続き、後見す、又塚の後を廻り矢取塚の間より塚の所に至り、右手の指を以て半月形に筋を附ける。

弓式郎は上と左右に三本の桧・を差し桧葉を差し稍退きて、その格合を調べ、是を飾る。弓太郎はその桧葉の飾の下に格合よく金的を立てる。

後見は是を調べ終りて、三宝は矢取塚の陰に置きて三人共射場に戻る。的の掛様はその場に在つては格合の知れぬものなれば、射場の者に見せ、且つ問合せて奥床しく飾るものとする、

一、金銀的三金、五金、七金、九金の掛け様次の如し。

三金の時は上と前を金的、後を銀的を以て三角形に立てる、

五金の時は中心に金の一箇、そのお側四角に銀的を立てる、通称五之目形なり。

七金の時は正中は金的にして、他の六箇は金銀的を適當に交ぜ、その周囲円形に立つるなり、九金の時は正中を金的にして、週囲八箇は銀的を以て円形に立つる。

右の如く九つの的を中らざる時は後見の者清浄にして潮の花をまき清め射るものとす。

一、矢揃のその他小的、

矢揃のは金のの上端にその下端を附けて立てるなり。

二番のは矢揃のの上端にその下端を附けて立てるなり。

三番のは前同様にして順にその上方に立つるを例とす。

右の如くして的を立換る時、立てんとするの的を先ず立て終り、次に不用となりたる前の的を撤する時はその位置極め易きもの也。

一、金の中の撤去、

金の場合には前に掛ける時と同様、後見と弓太郎を伴い射手通りより八幡棚に進み、矢揃の、又は、二番的を持ち、塚の前の前に至り矢を抜かずして的を取り、篋の砂を能く払い取り、矢取塚の陰に在る、三宝に載せ、次の的を立てて後、八幡棚に持ち行き献する事。

一、矢代請準備

矢代を請たる時わ弓太郎、弓式郎の兩人、大前の位置より弓丈程内へ躍り、落の方向に坐して弓式郎は弓太郎の右に座す、書記を伴ふ時は又その左側に座り、弓太郎の座左に矢代を載るべき白木の台を備へ、弓式郎は文台を備ふ。

射手方に於て矢代を出したるを見斗い定位置に附く、但し奉納物を受とる時わその台を備へ弓式郎是を受取り書記わ文台に附く。

一 矢代渡し様

射手方は自己の矢代を出し、右の手に矢の根を持ち、膝の下に添へ、筈を後にして弓太郎の前に進み、左の膝をつき右の膝を浮け、一礼なして矢代を振り替へ、左手を仰向けて袖摺節の辺を持ち、右手は俯向けて射付節の所を持ち、正しく座して筈の下らぬ様に少し前へ差し出して渡す。

此の時奉納物あらば弓式郎に渡す(弓式郎書記なる時は弓太郎に渡す)

一、矢代請取様

弓太郎は右手を仰向けて袖摺節を持ち、左手を仰向けて射付節を持ち請取り、直ちに書記が姓名を書き留むる時わ是を読み、而して台の上に鏃を自分の後の方にして左側に置く、以下同断とす。

但し後見の矢代を持ち添える時は、弓太郎は両手共仰向ける也。

一、矢代振り様

弓太郎は請けたる矢代を残らず纏め、左手に射付節を右手に袖摺節を持ち抱へて、落の方より矢代場の中

央に進み、左の膝をつき右の膝を浮かせて下に居り、矢代を正面に立て、両手にて袖摺節と追取節の間を持ち、矢代の失念者無きを確認する為め二、三回呼びて後、矢代を矢代木の上に本矧を付けておき、矢代の数を為し、矢代を良く切り交ぜ、己が膝先きに立て揃へ、的を一ト目見込み目を返して右手を以つて籠中を支へ、左手を以て羽を二回撫で上げ、其の手を直ちに本矧の所を支へ右手にて又一度羽根を撫で上げて、直ちに左手の上を越して拇指を下にして追取節の辺を持ち、右の腋より後へ持ち廻す（此の時矢代数多き時は容易ならざる故、弓式郎は背後より介酌を為すべし）。

左手は矢筈の下らぬ様に注意して是を堅く持ち、而して右手を肘向け、又は、仰向けて上下各所より一本づつ抜き出す也。

最初の一本は目通りに捧げて立ち上り、左足より前に進み、頃よき所に止まり、右足を引き揃へて下に座り、左の膝をつき目は的を見直ちに鏃筈の順に見返して、根を芝に付け本矧を矢代木に持たせ置く。

二本目より場の広狭並に場矢の古例に依り、三人、五人、七人等と立ちたる的の各々の数迄で元の位置に立ち戻り、初め同様に振る也。

此の戻る時右手は腰の辺に在るものとす。その後の矢代は何本在る共、順に背後に退き乍ら、矢代の筈並みを揃へ、一本矢代に振る也、後の方まで振り納めたる時、後の一本を左の手に持ちたる俛、左の腋より前に回し自分の前に立て、右手に持ち左手にて二回羽根を撫で上げ、又、右手にて一回撫で上げ、左手にて射付節、右手にて袖摺節を持ち、目通りに捧げ、筈、根、的の順に一ト目見返して矢代木に置くなり、振り終りたる時一ト足後に退き一礼するべし。

尤も奉納物を矢代場にて矢代に添へる時も、一礼すると共に御奉納と呼び、右へ向きかへ落の口より帰るべし。

一、附け矢代の事

射手の内附矢代をなす者有る時は、元の如く矢代場に持ち行き、附矢代幾張と呼びて前同様に振りて、その後に置きて返る、此の時後見の矢代は最後に有るものなれば、附矢代はその前に置くものとす。

師範並に後見等のその矢場を支配する者の矢代を最後に出すものなる故に、附矢代は客分として支配者より先に置くもの也。

一、矢代順の記帳並みに矢代見せ之事

矢代を振り終りたる時、弓太郎は後の口より、又は弓堀の内側を通り大前に至り、大前の矢代より一本づつ根を芝に付けたる俛、両手を以て是を立て高声を以て姓名を読む、書記はその姓名を矢代順帳に記入す。

此の時矢代を立てる事は射手方に各自の矢代の有る位置を知らしむる儀なり。

一、矢申し之事

公文所は各射手方の矢順及びその人を知らしむる為に、弓太郎、矢代の姓名を読み上げると共に、矢申しの儀を為す旨を告げる、斯くする時は矢順を呼ぶ必要なく公文所の責任を問われざるものなり、又射手方としては、後弓の者より矢順に関する責を負わする也。

弓太郎大前より姓名を読み始める時、大前の者より弓を左手に伏せて持ち、蹀の指の方を後にして右手に持ち、落の口より出でて的のに進み、弓の末弭を己が正面より斜右前の所につけ、弓はその俛腰のみに進み右に転じて程よき位置にて後の方に向ひ、左の膝をつき右の膝を浮かせて下に座る。

その次の射手より前者同様に前に進み、己が弓は前者の弓の末弭より斜向いの左に伏せて下に座り、姓名を名乗り互に一礼す。

前者は立ちて大前の口に入る。

後者も直ちに立ちて、前者同様の作法を為し、後弓の来りて挨拶するを待つ。以下同様也。此の場合に於て、弓太郎が姓名を読み上げると矢申しの出場者と同一・せざれば往々順序の間違ふ事あり、大いに注意すべき事也。

一、大前その他役弓の事

大前の者より三人若しくは五人乃至七人等、その矢場の定めに従い出揃ふ、是を役弓と云ふ。

道木の所より凡そ弓丈け程距て、蹀を掛け弓を左に矢を右に持ち（弓矢の持様式之如し）、弓を膝先に立て（膝の構へ式の通り）下に座る。

人数の揃ひたるを見極め、大前より順に弓を伏せ、左の足より三足に踏止道木迄進み四足目の右足を引き揃へ下に座りざま弓を左膝の外に立て的を見る、直ちに弓を右手に移す。

此の時、本弭を右の膝先二寸程の所に置き、末弭は斜右に・頃合とす、右手の上の重(弣より四、五寸上)を持ち、弦は的の方向に向く、次に左肌を脱ぐと袖はその背後へ廻す。

右手の弓を左手に移す。弦は左手の前側にして左膝先に立てる、次に右手の指を弦の下掛所に掛けて弦を内側に廻し、甲矢を番ひ、乙矢を持ち添へ、後弓の挨拶を待つ。

而して後弓は弓を左膝に立て、右手は弦の手掛けに添えて座る。
大前の者は射前に掛る。

射前に有りては甲矢、乙矢共左足より半歩程つつ左右に踏み開き、式の如く射る。

射終わるときは、弓の末弭を前に伏せ、・打を為すと共に、的に正面して左足右足の順に元の如く引き揃へ、弓の末弭は伏せたる俛、軀と共に的に正面して左足より左右左と退き右足を揃へ、下に座り弓を立てる。

後弓は大前の下りたるを見斗い定位置に附る事前の如し。

大前の者は後弓の打起しを為す・又・挨拶を為すか何れかを待ちて立ち上がり、弓、乙矢を持ちて肌を脱ぎ為る俛、後弓の前方にて弓丈程離て後の方へ向きて控へる。

此の時弓を左へ、矢は右に置くなり。

弓の弦は勿論前側に少し斜に置き、矢の根を自分の正面にて弓の弣の上の下に刺込む様に為し置くなり。役弓若干人の射終る迄、その位置に控へ、役弓射終りたるを見斗いて大前の口に退く。

此の時自分は落の射手の済む迄で、その位置に控へ居るべきものなるに依り、その替りとして扇子または磔等を半開として、その處に置き去るを常・例とする。

此の際公文所より、「御道具御持参御控へ下さい」との言葉と同時に三宝が渡されるもの也。

三宝無き時は(尺、尺二寸的)を渡される事為るべし。

その上に扇子半開き、磔ならべてきちんと巻きて載せ置くもの也。

後の射手より五、七人前迄で射終りたる時、又元の位置に出て、元の如く扇子を仕舞ひ、三宝を返し、弓矢を置いて控へ、後より二人前まで射る頃より磔を掛け、弓矢を持ち、後の者射前に立つと同時に自分も立ち上がり、後の者射終るを待つ。

後の者の射終りたる時、大前の者と銚合せの式在り。

則ち落の者が射終りたれば前者の如く着打ちを為すと共に、その末弭と大前の弓の末弭より向て左に伏せ両者相對したる俛、互に三足宛落の方へ大前の者は進み、落の者は退く踏み止まりて一礼なす、是を以て甲矢通り終る、乙矢の射様甲矢の如し甲矢乙矢を射終りて一と立ちと云ふ。

一ト立ち射終りたる時、大前の者は甲矢の終りたる時と同様に銚合せを為し、直ちに大前の口より矢代場に至り、自己の矢代を後の所へ繰り下げるべし。

此の時、弓及び磔を持つべきなれど、不持も不苦ず。

矢代場に至り右へ廻り大前の方へ向い下に居り自分の矢代を取り左手に射付節右手に袖摺節を持ち左へ廻り後の方へ進み、又、前同様に向をかへ、矢代を矢代木に托す。

但し磔を持つ時は右手に矢代を持つものとす。

一ト立射終りて矢取は矢車を射場へ持ち来る、是を以て金の一ト立終了と為す。

次に又二番目の射手大前となり前同様にして射る、以下三番四番と順次一ト立毎に大前となるものとす。

一、金銀的中者の射礼

金的銀的に的中したる時は甲矢の場合は肌を入れ衣服を繕ひ、位儀を正し定位置に控へる事。

後弓の者も幾人射場に立ち居る共皆、番へたる矢を外し、式の如く下に居る。

矢揃の又は二番的、三番的等その他の的を立て替ふ迄、控へ居る事(的の立替へは公文所の定むる所に依り一定せず)。

此の時弓太郎的を立て替へ、弓太郎又は後見者よりの位置に付、良否を問ふ、射中して控へ居る者は後弓の者に相談を掛け、承諾を得て之を決し、後弓に的を譲りて大前の口より引入るものとす・。

右射中者が大前の者にして役弓の射前中ざる時は此の時に控へず、大前の役を勤むる事又落の者の射中たる時は前同様銚合せをして控へる事。

一、矢代逆羽打之事

矢揃的、二番的、三番的等に射中てたる者は公文所より順に依り逆羽打を為す。

一、甲矢にて射中てたる場合。

甲矢にて射中為る者は肌をその俛にて、弓を左手に弣を持ち、乙矢わ右手に形の如く持ち定位置に控へ後弓の射終るを待ちて大前の方より矢代場に進み、自分の矢代近くに至り弓を返し右に廻り、全くその向をかへ

下に居り右手の乙矢を左手の弓と共に持ち添へ、右手を弓の上より延し、拇指を自分の方へ向け矢代の中央上部を軽く指先にて掴み、拇指を上にして鎌を右の膝頭に立て、その手を矢代の射付節の辺まで滑らせ下げ弓の上より矢代木に運び矢の出入りなるとす。

一、乙矢にて射中てたる場合。

乙矢にて射中てたる時は定位位置にて磔を取り紐を綺麗に絡め、右手に持ち弓は左手にして矢代場に進み向を替へ下に居り磔を左手に持ち添へ矢代逆羽を打ち、諸作法甲矢の時と同じ。

一、甲矢乙矢共射中てたる場合。

作法は前と参酌なる事、只矢の・頭を矢代木より外し全く下に置き矢代木の下より少しく矢の根を司出して置くものとす。

右逆羽打は古風より弦を返し、或は弓の上より矢代を取り羽を撫で弓の下より矢代木に置く等甲矢乙矢等の打様に区別有れ共是を省略し甲矢乙矢共殆ど同一に逆羽を打つものとす。

一、所務受取様之事

一、矢代逆羽打に附たる所務受取様、

弓を左手に、磔を右手に持つ事は式の如し、矢代順に依て逆羽打の要領を以て矢代場に進み下に居り、磔を左手に持ち添へ右手にて所務を取り頂きて懷中に納め、自己の矢代を弓の上より取り又弓の上より元の如くに逆羽を返し磔を右に取り直し後の方に引退する此の時磔の廻し方弓の扱い方等、矢代打の時と同様なり。

一、公文にて所務受取様。

公文所の前に至り所務を受取る時わ磔を為して居るものなれば射手の札式として磔の紐を狭目より引き抜きて受取るものなり磔の紐を抜けば磔を取りたる形と見るなり。

一、金的の授受之事

金的の授受に付てわ全部射納めたる後公文所より係りの者出て道木の中央部より落の方に向い座を改めて式を上げる事古例とす。

然るに現今神事的等の場合に於ては神前に於て神職祝詞を奏上し、且その位置にて是を行ふものなれば別にその位置を示さず又現今に於ては引出物その他の關係に依り古式に則りて式を挙ぐる事到底至難なる場合多なり、依て本書は授受の患者として普通心得置く可き大要を左に示す。

小役の者式場の準備を整へ的小中に開式の旨を告げ、尚出場の師範、家元及び来賓等の列席を求む、的小中は衣紋を整へ、介添二名を伴ひ着席す、此時介添人は的小中の左右に座す、公文所より係として後見一人その他小役人二人とす、但し式場狭きときは小役人一人にても可なり。

小役の者は引出物の取次及び御神酒の酌を為す、後見は渡す可き品の順序を定め、小役の者をして取継がしむ、小役の者三宝に土器一組を備へ的小中の前に出す、的小中は両手に三宝を持ちて押戴き、下に置き、上の盃を両手にて取り、小役の者銚子持て酌を為す、的小中者之を呑みて、右上の角に空盃を置く、次に小役の者後見より金的を取継ぎ、的小中の前に置く、此の時甲矢なる時は羽根を的小中の左になる様にして出す、的小中は両手にて三宝を取り、押戴き、下に置き左手にて的小の下へ指を廻して持ち、右手はその上を越して拇指が向ふへ重なる様にして矢の向を替へ、向ふえ三回程廻しながら静かに抜き取る。

矢はその向の俛、右の膝頭下に置き、的小は左の膝元に矢穴を下にして右手の中指にて的小の裏より矢穴を静かに押し出す様にして埋め終りて、的小を仰向けて紙に包み、左膝元に置き、両手にて三宝を返し、矢も的小も直介添人に渡す、介添人は之を仕舞ふ。

乙矢にて射中てたる時も前同様なれ共、矢の廻し様を手前の方へ三回程廻す、その他は甲矢の時と同じ。甲矢は向ふへ廻し、乙矢は手前へ廻し乍ら抜き取る事なり。廻し乍ら矢を抜くと云ふ事は、要するに矢の羽根が自然に逆らわぬ様な形にて、若し矢を間違えて矢を射たる時は、その反対にせざるべからず。

総て矢の中たる時その矢の羽根の向に依て自転しながら進むものにして、当流に定むる甲矢は羽根の表面が向こう向きなる故に、矢も勿論向ふへ自転する故に、甲矢は向ふへ廻して抜き取るなり、乙矢はまた知るべし。的小中者が的小を受け納めたるを見斗らひ、小役の者は中の盃を以て一献進む。的小中者之を受け、空盃を三宝の左上の角に置く也、此時熨斗、昆布、勝栗等三種の煮の準備在る場合は是を進む、無き場合は引出物を出す、引出物を受け為る時も前同様請けて、左の介添人に渡す、介添人之を始末して三宝を小役に返す。

次に下の盃にて一献受けて元の所に置き、引出物又は肴を受けるそして尚二献下の盃にて呑み、三宝の中央に置き次に左上に置きたる中の盃にて二献呑みて下の盃に重ね置く、次に右上に有る上の盃にて二献呑み

て盃を重ね合せて都合九杯受くるもの也。

総て引出物は此の一献毎に贈るものにして、内所務は右の引出物全部贈りたる後に渡すものとす。
以上終りて来賓その他の祝詞に移り式を終る。

右の式は大和流古式に則り、是を斟酌して記したるものなれば、他流派等より受くる場合はその法式に従ふは勿論なるべし。

一、射術之部

- 一、足踏之事、八文字形に踏み開き踵の間離は己が肩幅を良しとす、
 - 一、胴作之事、伏せ、反り、掛り、起き等無く真直にする事、
 - 但し目当等、目渡等、回し目当物に依り場所に依りて違はるを知る可し、
 - 一、弓構の事、前ならず、後ならず、両手突き延さず、掛りすぎざる事、
 - 一、掛の事、浅からず、深からず、手附ならず、捻じ過ぎず、弦に掛け結が当る形と・
 - 一、手の内之事、一文字にして紅葉重ねる事、是則ち正鵠の手の内と云ふ可し
 - 一、打ち起し之事、弓を垂直にし弓手の二の節の前の辺に右手の拳を置くを通例と・
 - 一、物見の事、浮かず、沈まず、後口の方より人の呼び為る時、何心なく振り向き為る顔持ちの事、
 - 一、引込み之事、弦道遠からず、近からず、虹片に引込むを良しとす、
 - 一、射形之事、右手の拳より射先まで稍水走りたる事、殆ど水平に見える位なる事、
 - 一、持満之事、長すぎず、短すぎず、己が一息の活る間を適度とし弓手右手胴にたるみ無きを好しとす。
 - 一、発の事、離すに在らず、離るるに在らず、押し切るに在らず、左右の力均等にして分かるるを云ふ
 - 一、三つ見所之事、三つ澄し所・等は略す
- 右は大要を示したるのみなれば外口伝に依る可し、

一、弓法の事

弓法として詳細に記すを得ず、普通初心者として心得置く可き事にして、心付きたる諸点を記し置くなり。
一、弦、上下弦輪のもどり粒、上の輪六もどり下の輪七もどりとす、是明暗に形どりを為ふ也、中間の巻丈は三寸二分とす、弦衣は平弓は紫色を憚る外何色にても不苦而し多くわ朱塗紙、紫色紙又は紅白青等の紙又は布を以てす。

一、弓、弓を張る事は安くして安からず、人の知る事にして知る人少なし、口伝多し、

他人の弓を張るには塵等無く共、能く掛い常識として一人にて張らず、怜も強き弓を張る如くに張るものとす、弦を張るには末弭に弦輪を真直に掛け、下の弦輪を持ち、三回程捻を掛け一回戻して口にくわえ度上ならば、左の膝をつき右の膝を立て本弭を受け、右手を以て握り左手は附を持ち大中の辺を押す様に力を入れ、下の弦輪を掛ける也、北向き、門柱、床縁、床柱、長押、他人の頭の上等にて張らざる事、張り所無き時は他人の肩に掛け又は地上に手拭又は風呂敷等を置きそれに末弭を附けて張る等有り。色々に張り様有り是を略す。矢場にて所定の位置に弓柱とて弓を柱を立て在るもの也、

一、矢、矢の羽根及び篋の種類等多数有り是を略す矢束は各自十二束を法とす、即ち十二握なり又之を正しく極めるに左手の中指の先より乳の間までとす、古書に己が矢束を手量るに何尺何寸何分在りと云々と、甲矢乙矢の様は前述の通り、尚射手方として所持する矢の数を定め有れ共、普通にわ必要無き故是を略す。

一、代矢、代矢にわ左の式に依り姓名を記す、
免許皆伝者の外は師の許無くして弓名又は名乗りを用いず、平弓に有りては追取節の下に、又目録免許者に有りては袖摺節の下に免許皆伝者師範者に在りては本矧の下に各々その分に応じて左の通り記すものとする

(平弓の例)

大和流 何々誰門人

何々誰

何県何郡何村大字何処住人

(目録弓之例)

大和流 何々誰門人

目録免許何々某

何県何郡何村大字何処住人

（免許皆伝者之例）

大和流免許 何々某

何県何郡何村大字何処住人

附記

右は昭和八年八月拾八日東加茂郡足助町香嵐渡田風前庵二階に於て郡間各派師範集合研究の上制定するもの也、

大和流師範 神谷正象 記す